

579

0217

様式44

令和7年12月26日

三重県知事 殿

医療法人の住所 三重県伊勢市神久5丁目7番56号

医療法人の名称 医療法人 東谷医院

理事長名 東谷 喬伸

電話 (0596) 22 - 1181

決 算 届

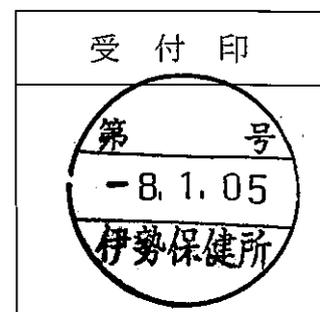
令和6年10月1日から令和7年9月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書

[備考]

提出に当たっては、正本、副本（各1部）を提出してください。（医療法施行規則第33条の2第1項）



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 6 年 1 0 月 1 日 至 令和 7 年 9 月 3 0 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 東谷医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県伊勢市神久 5 丁目 7 番 56 号
- (3) 設立認可年月日 平成 7 年 6 月 2 7 日
- (4) 設立登記年月日 平成 7 年 7 月 3 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	東谷医院	2 4 1 0 8 0 5 3 4 1	三重県伊勢市神久 5 丁目 7 番 5 6 号	無床

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

令和 5 年度決算の決定

令和 7 年 9 月 2 5 日

令和 7 年度 事業計画及び予算案の決定

様式 2

法人名 医療法人 東谷医院

※医療法人整理番号

所在地 伊勢市神久 5 丁目 7 番 5 6 号

財 産 目 録

(令和 7年 9月30日現在)

1. 資 産 額	117,693 千円
2. 負 債 額	29,885 千円
3. 純 資 産 額	87,808 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	37,816
B 固 定 資 産	79,877
C 資 産 合 計 (A+B)	117,693
D 負 債 合 計	29,885
E 純 資 産 (C-D)	87,808

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 東谷医院

※医療法人整理番号

所在地 伊勢市神久 5 丁目 7 番 5 6 号

貸借対照表

(令和 7年 9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	37,816	I 流動負債	7,737
II 固定資産	79,877	II 固定負債	22,148
1 有形固定資産	48,330	負債合計	29,885
2 無形固定資産	257	純資産の部	
3 その他の資産	31,288	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	77,808
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	87,808
資産合計	117,693	負債・純資産合計	117,693

法人名 医療法人 東谷医院

※医療法人整理番号

所在地 伊勢市神久5丁目7番56号

損 益 計 算 書
(自 令和 6年10月 1日 至 令和 7年 9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	134,103
2 事業費用	123,788
本来業務事業利益	10,314
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	10,314
II 事業外収益	311
III 事業外費用	194
経常利益	10,431
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	10,431
法人税等	1,801
当期純利益	8,629

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 東谷医院
理事長 東谷 喬伸 殿

私は、医療法人 東谷医院の令和6会計年度（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年11月27日
医療法人 東谷医院
監事 東谷 温行